

TPP交渉の現状と課題

— その背景と展望 —

日本関税協会 横浜支部

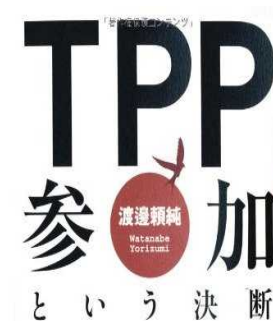
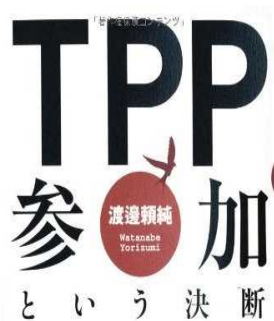
時局講演会

慶應義塾大学 総合政策学部

教授 渡邊 頼純

2014年4月24日

ローズホテル横浜



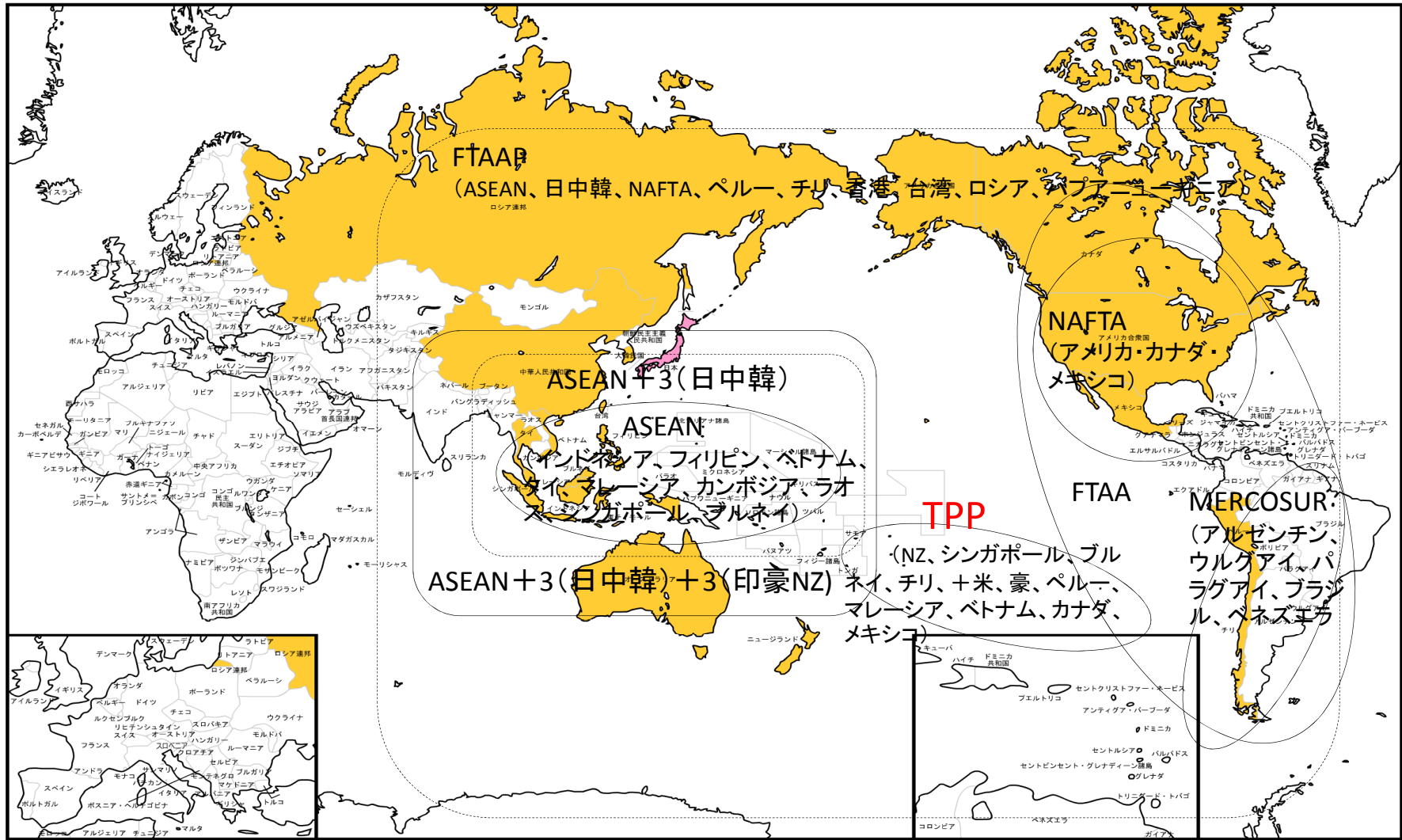
本日のメニュー

- **TPP**「そもそも論」: その本質とは？
- これからの日本のEPA(経済連携協定)戦略は？

EPA = Economic Partnership Agreement

- どうなる **日米協議**と**TPP交渉**
- **メガFTAs**とWTO体制の行方
- (補足1) TPPでいったい何を交渉しているのか？
- (補足2) よく聞かれる(FAQs)質問にお答えします

An APEC-wide Free Trade Area



APEC参加メンバー: ASEAN7カ国(ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイ、ベトナム、シンガポール)、日本、韓国、中国、中国香港、チャイニーズタイペイ、メキシコ、パプアニューギニア、豪、NZ、米、カナダ、ペルー、チリ、ロシア、

TPP(環太平洋戦略的経済連携協定) その本質は？(1)

- TPP = **Trans-Pacific Strategic Economic Partnership Agreement**
- アジア太平洋地域における貿易・投資の自由化を実現しようとする複数国間の取り決め
- FTA (Free Trade Agreement) の一種であり、完成度の高い自由貿易を目指す
- APEC加盟国・地域(21)に潜在的に開かれたメンバーシップ(=広域・地域間FTA)
- 非拘束的APECに法的拘束力をもたらす枠組み

TPP その本質は(2)

- 二国間FTA乱立による「ブロック化」を回避し、
通商ルールの収斂を目指す
- ① 20世紀型FTA(2国間、地域内FTA)から21
世紀型FTAへ(地域間FTA、広域FTA)
- ② 関税撤廃志向型FTAから規制緩和志向型
FTAへ ⇒ on the border から behind the
borderへ
- ③ アジア太平洋地域における平和の礎にも
「平和に交易する二カ国は決して戦争しない」
(コーデル・ハル 日米開戦時の米国務長官)

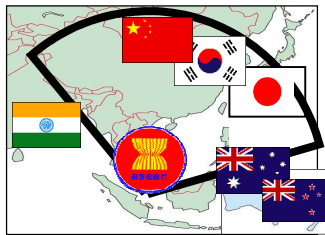
地域経済統合の深化 APEC-wide Economic Integration

FTAAP(アジア太平洋自由貿易圏)構想の実現に向けた具体的取組

・日中韓FTA、ASEAN+3(EAFTA)、ASEAN+6(CEPEA)、TPP等の広域連携をFTAAPにつなげる

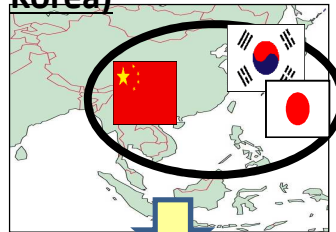
・日本は、09年12月に新成長戦略(基本方針)において、以下を閣議決定。
「2020年を目標にFTAAPを構築する。我が国としての道筋(ロードマップ)を策定する」

ASEAN+3(EAFTA)
(ASEAN・日・中・韓)

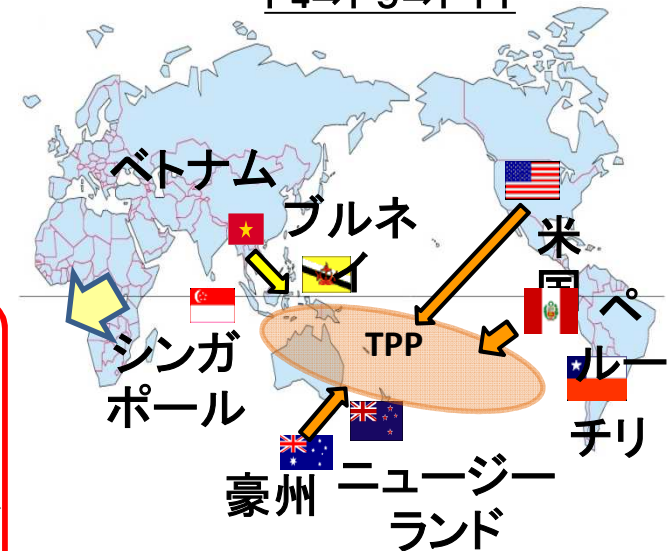


FTAAP構築に向けた広域経済連携の推進

日中韓(Japan, China, Korea)

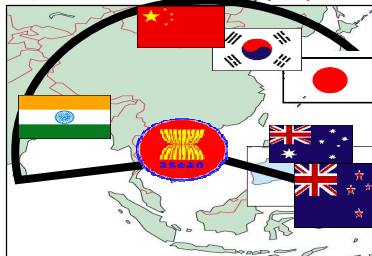


TPP(環太平洋経済連携協定)
P4⇒P9⇒P11

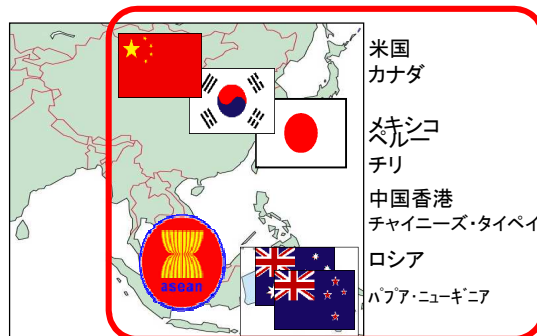


ASEAN+6 ⇒ (RCEP)

(ASEAN・日・中・韓・印・NZ・豪)

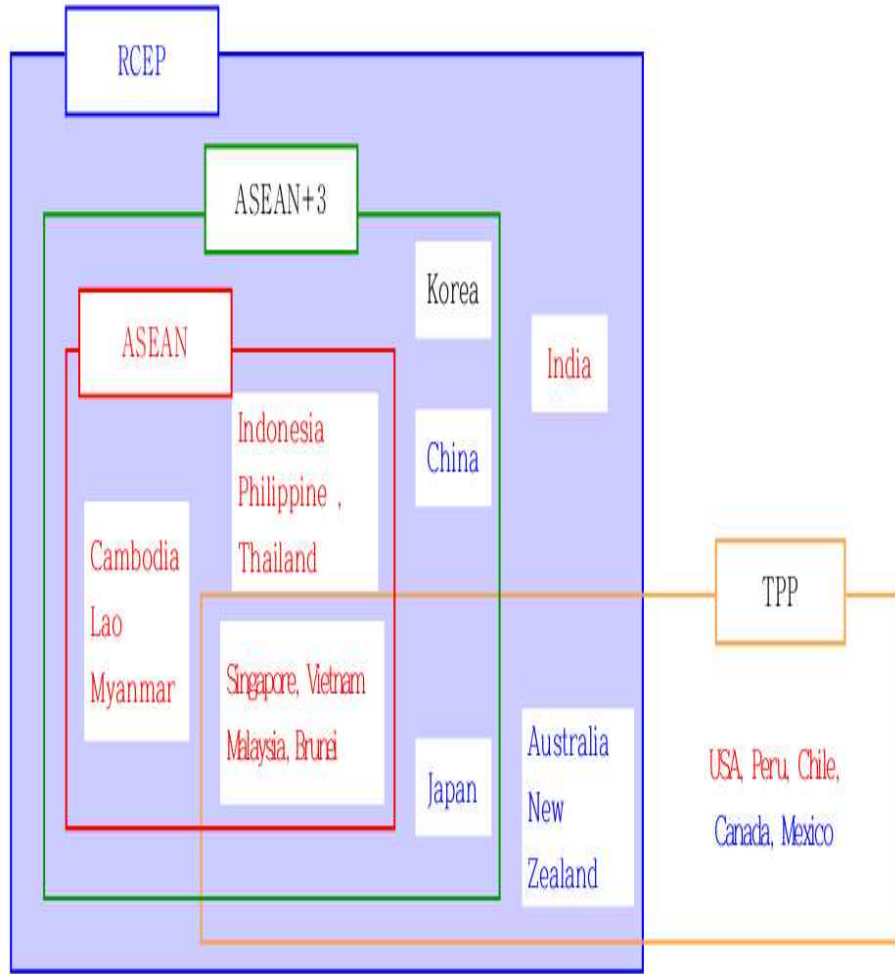


FTAAP(APEC)



ASEAN10か国のうち、ミャンマー、カンボジア、ラオスはAPECに加盟していない

TPP、RCEP、JCKFTA、TTIP の規模とメンバーシップ



	Trade (2012)	Trade (2012)	GDP (2011)	GDP (2011)
	Billion US \$	Share (%)	Billion US \$	Share (%)
JCK FTA	6,619	17.9	14,280.9	20.4
RCEP	10,470	28.4	19,929.9	28.5
TPP	9,545	25.9	26,593.4	38.0
TTIP	15,602	42.3	32,686.5	46.8
World	36,890	100.0	69,899.2	100.0

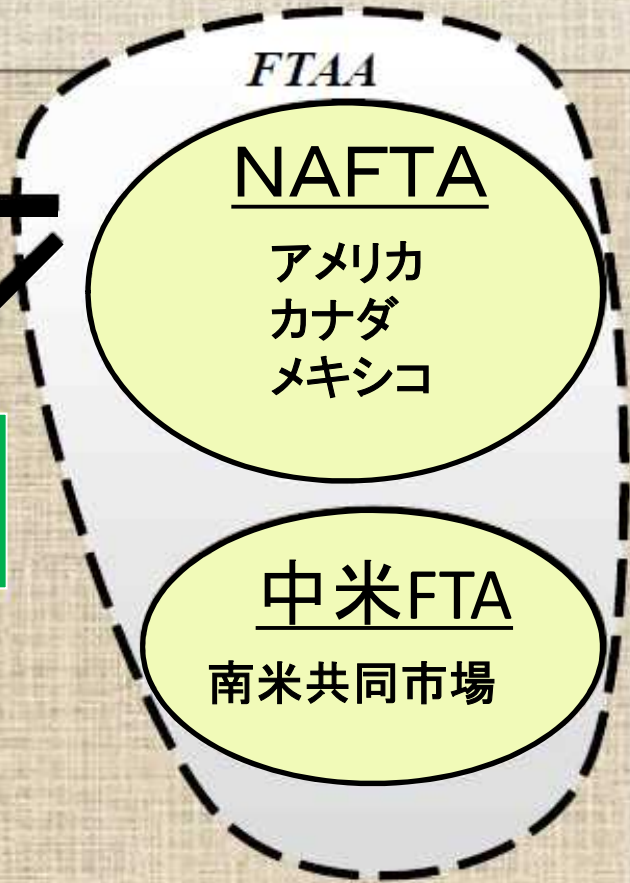
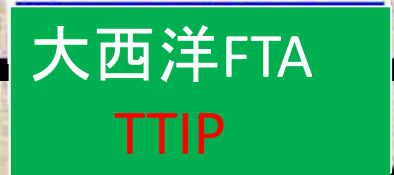
TPPその本質は？(3)

—WTOとの関係・TPPは「**通過点**」—

- WTO・DDA(ドーハ・ラウンド)で出来なかったルール交渉の再開(投資・競争・政府調達・知財エンフォースメント強化 等)
- WTO・DDAで頓挫している市場アクセス交渉の先取り(農産品・非農産品・サービス)
- WTOへの回帰の可能性: TPPにおけるルール作りの成果を将来のWTO交渉に持ち帰る

TPP + 日EU・FTA + TTIP ⇒ WTOルールの刷新へ

WTO



TPPその本質は？(4)

－戦略的意義－

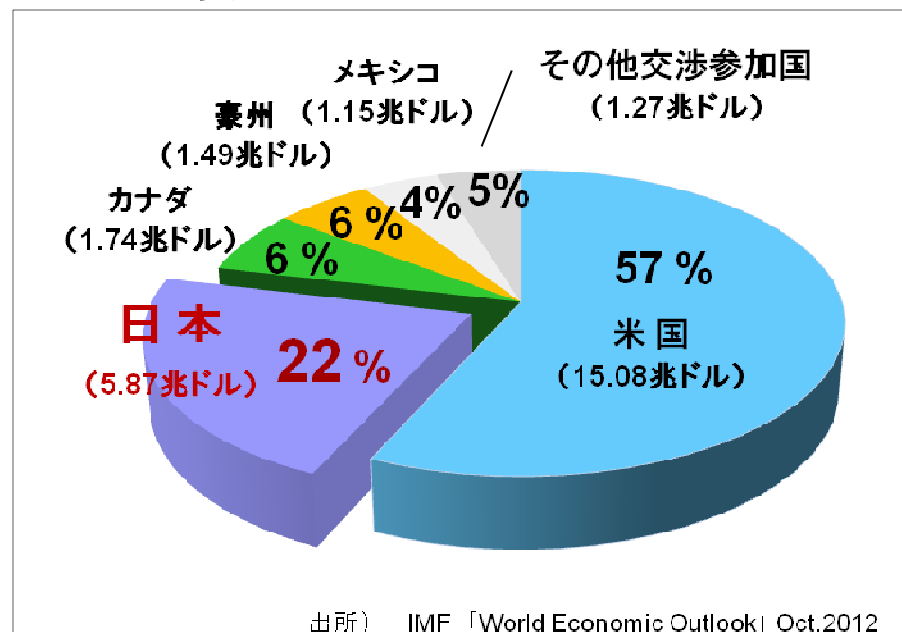
- 米国にとっては「東アジア(接近)対策」
- 豪州・NZにとっては「APEC強化」
- 日本にとっては「対米関係強化」+ 対中牽制
- シンガポールにとっては「脱ASEAN」
- マレーシア・ベトナムにとっては「シンガポール化」
- カナダ・メキシコにとっては「脱NAFTA型多様化」(チリ・ペルーにも妥当)

TPPの本質: TPPは世界に社会的・経済的利益をもたらす

TPPは、

- 貿易と投資の自由化を通じて世界経済の発展に貢献する。
(ドーハラウンド交渉凍結の中、自由化推進に貢献)
- 自由貿易を通じた競争により選択肢は拡大し、消費者に最大の利益をもたらす。
- 世界第3位の経済規模を有する日本の参加が世界経済にもたらす利益は大きい。
(自動車工業会資料より)

TPP交渉参加11カ国と日本のGDP (2011年 名目)



“TPPは全参加国に経済的利益をもたらす。更に重要なことは、より自由な貿易と投資のルール作りを行うことである”

TPP- 経済と戦略的意義 -Brookings, 2011年9月30日
(Brookings: 米シンクタンク)

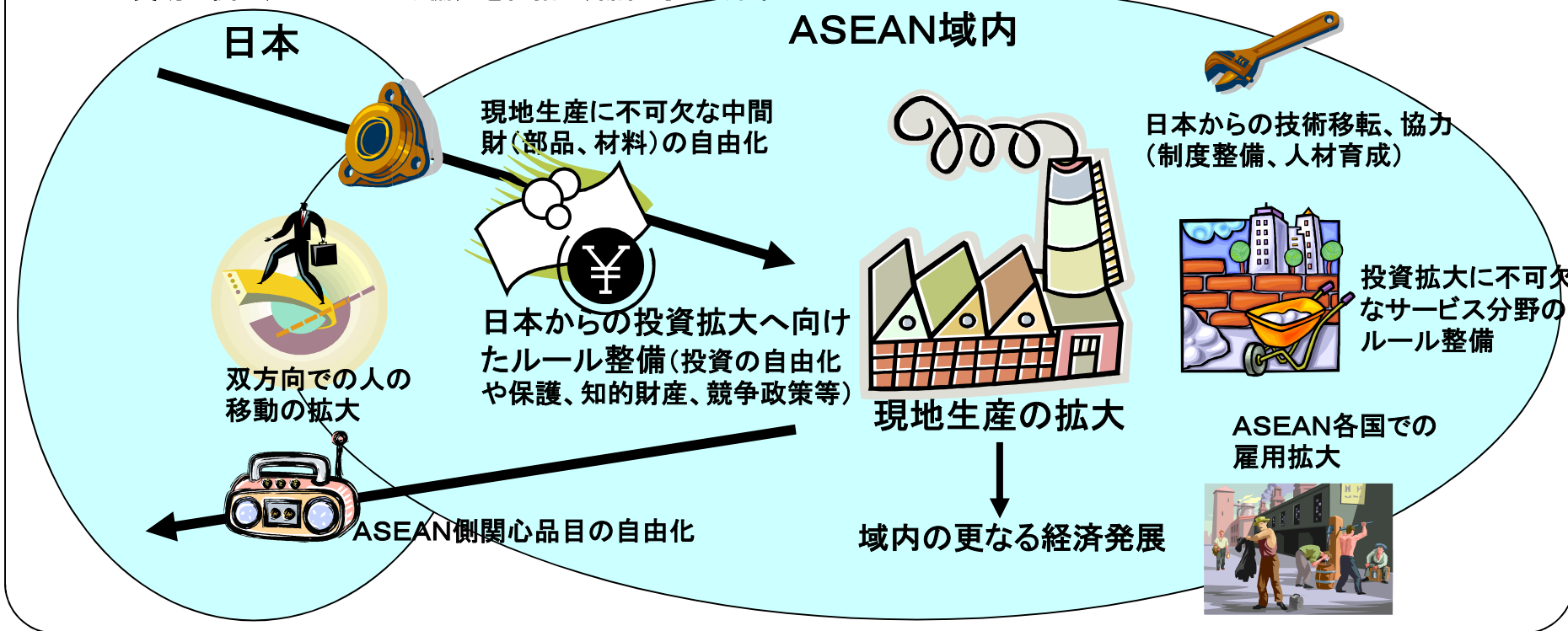
“TPPに日本を含めれば、革新をもたらすだろう”

TPPと中国の台頭 -Foreign Affairs, 2011年11月7日
(Foreign Affairs: 米外交問題評議会が発行する国際政治経済の専門誌)

ASEAN地域における日本のEPA戦略

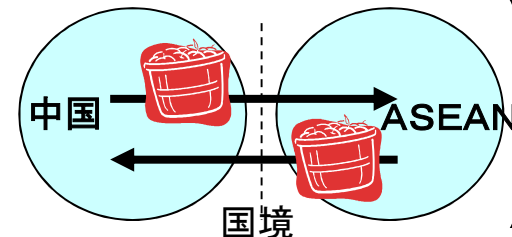
日本の取組=EPA(経済連携協定)

- 日本の直接投資に牽引された相互依存的な経済実態を前提に、関税・外資規制などの国境措置に限られず、包括的に取り組む。
- 地域における投資国として、協力の要素も含みつつ、日・ASEAN双方の発展に資する環境の醸成を目指す。
- モノの貿易に関し、ハイレベルな協定を目指し、品目毎に交渉。



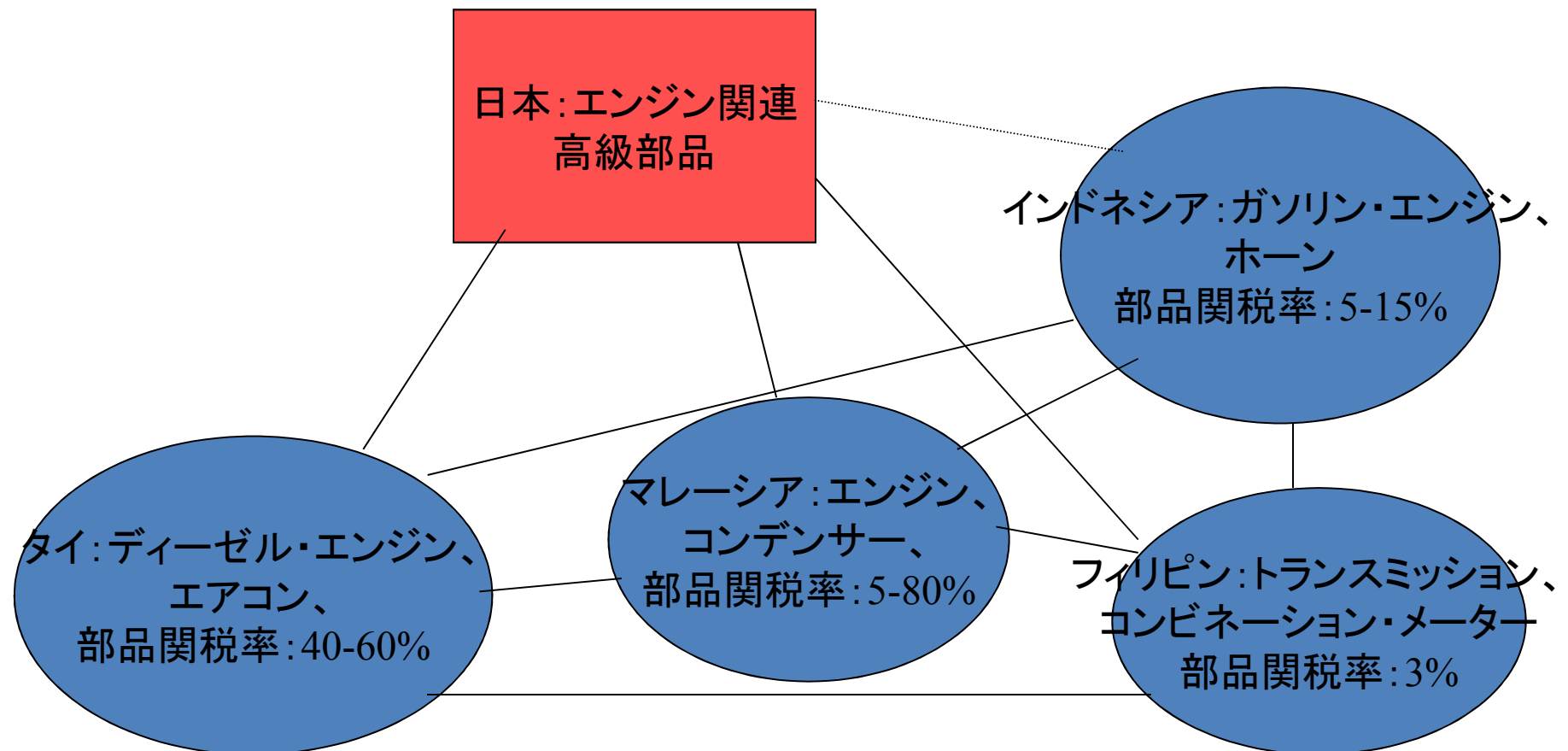
中国のASEANに対するアプローチ (中ASEAN・FTA)

- モノの貿易に焦点を絞り、関税面の取組を先行。投資・サービスについての交渉は継続中。
- 製造拠点としての競合関係が前提。安価な一次産品や最終製品等の輸出への関心が高い。
- モノの貿易については、一定の上限内で、各国が自由化の例外的扱いの対象となる品目を選ぶ方式。



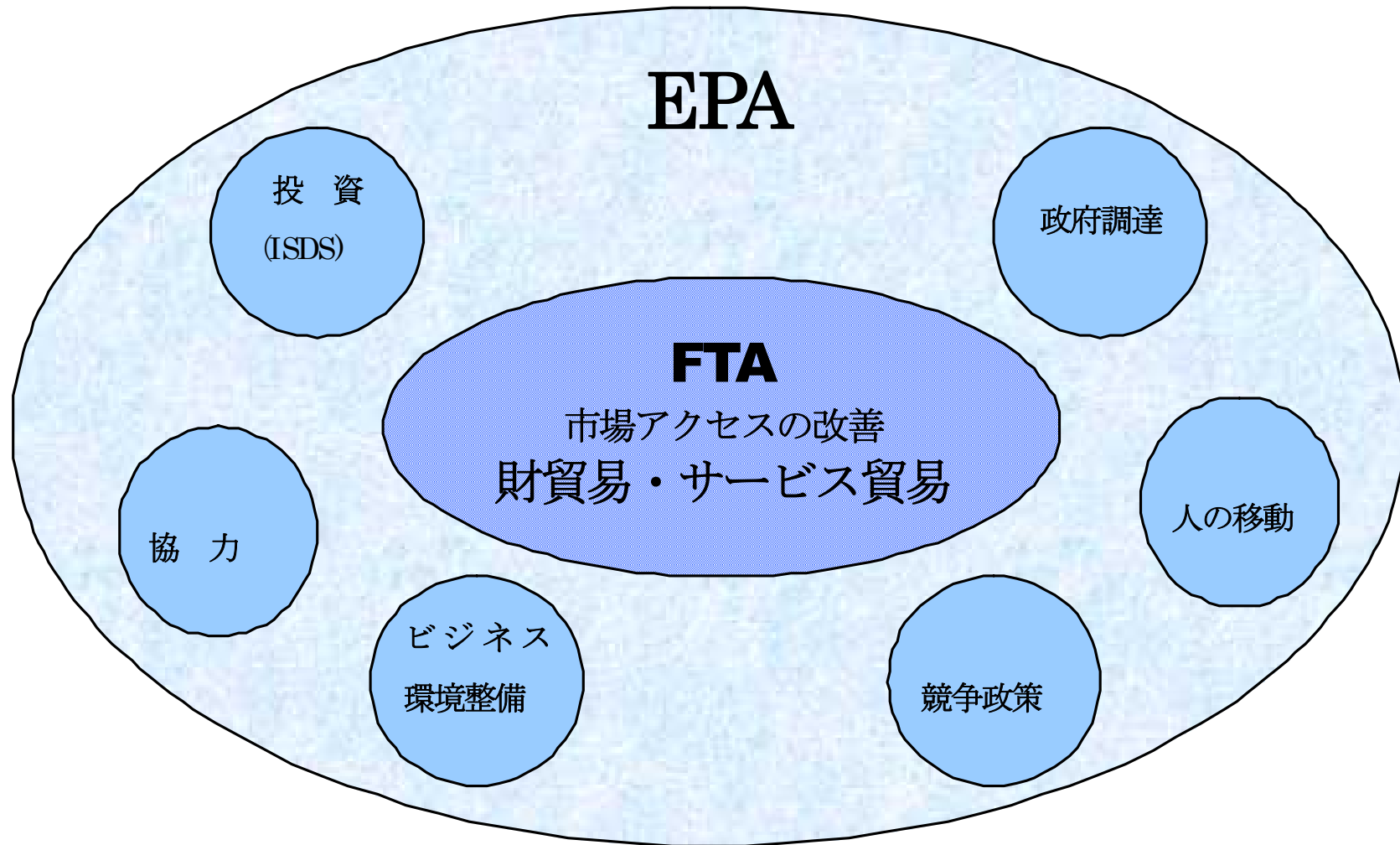
自動車産業「ASEAN内最適供給体制」

日本の自動車産業は、既にASEANワイドで事業を展開している



日本の経済連携協定(EPA)

Economic Partnership Agreement

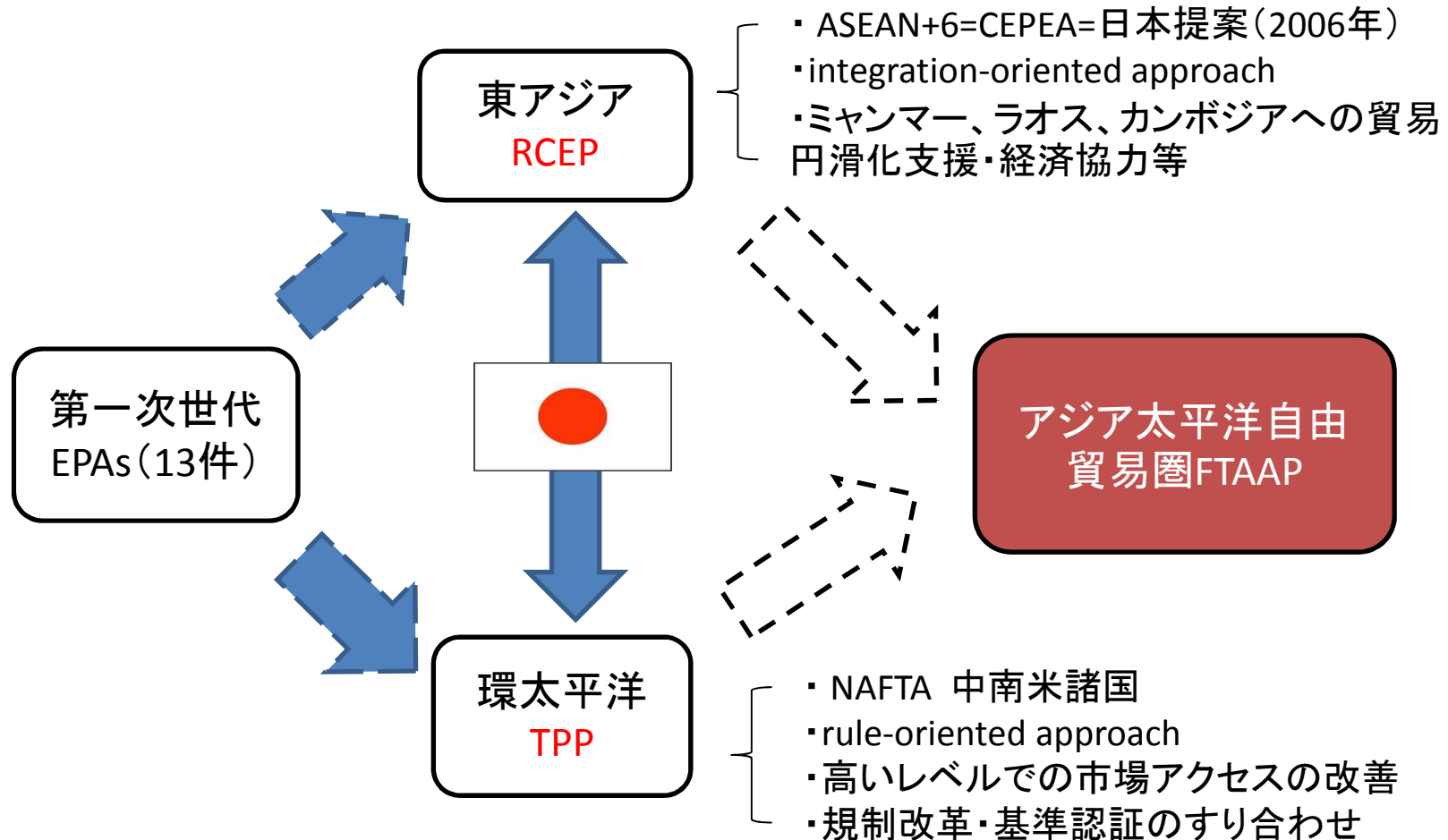


日本のEPA件数(発効13、交渉中6)

- Japan-**Singapore** EPA (in force since 2002.11)
- Japan-**Mexico** EPA (negotiations started in 2002.11, in force since 2005.4)
- Japan-**Malaysia** EPA (in force since 2006.7)
- Japan-**Chile** EPA (negotiations started in 2006.2, in force since 2007.9)
- Japan-**Thailand** EPA (agreement in substance 2005.9, in force 2007.11)
- Japan-**Indonesia** EPA (negotiations started in 2005.7, in force 2008.7)
- Japan-**Brunei** EPA (negotiations started in 2006.6, in force 2008.7)
- Japan-**ASEAN** EPA (negotiations started in 2005.4, in force 2008.12)
- Japan-**Philippines** EPA (agreement in substance 2004.11, in force 2008.12)
- Japan-**Switzerland** EPA (negotiations started in 2007.5, in force 2009.2)
- Japan-**Vietnam** EPA (negotiations started in 2007.1, in force 2009.10)
- Japan-**India** EPA (negotiations started in 2007.1, in force 2011.8)
- Japan-**Peru** EPA (negotiations started in 2009.5, in force 2012.3)

- Japan-**Korea** EPA (negotiations started in 2003.12, suspended in 2004.11)
- Japan-**GCC** EPA (negotiations started in 2006.9)
- Japan-**Australia** EPA (negotiations started in 2007.4)
- Japan-**Mongolia** EPA (negotiations started in 2012.6)
- Japan-**Canada** EPA (negotiations started in 2012.11)
- Japan-**Columbia** EPA (negotiations started in 2012.12)

アジア太平洋における日本のEPA戦略 — TPPとRCEPの「中継点」たる日本 —



TPP交渉:「守り」と「攻め」

攻め

- 鉱工業品関税(自動車、自動車部品、鉄鋼、家電、化粧品、等)の撤廃
- サービス(銀行、保険、ロジスティックス、海運、教育)
- 投資(設立前の最恵国待遇と内国民待遇、特定履行要求の禁止、ISDS等)
- SPS(植物検疫措置)
- 政府調達
- 国営企業・国家資本主義への競争原則の適用

守り

- 農産品関税の撤廃・削減
- SPS(GMOの表示、安全性の確保)等
- 郵貯、簡保、JA共済、JAバンク等への優遇措置

日本からの自動車輸出に賦課される実行関税率

HS分類: 8703:乗用車、8704:貨物自動車、8407:ガソリンエンジン、8408:ディーゼルエンジン、8706:シャーシ
8707:ボディ、870840:ギアボックス、870891:ラジエータ

		8703	8704	8407	8408	8706	8707	870840	870891
シンガポール	MFN	0	0	0	0	0	0	0	0
	特惠	0	0	0	0	0	0	0	0
ベトナム	MFN	64-74	30-68	18-20	5-20	30	27-30	0-20	10-20
	特惠	64-74	30-68	3	3-20	30	27-30	0-15	10-20
ブルネイ	MFN	0	0	20	20	0	0	20	20
	特惠	0	0	10.9	3.3-10.9	0	0	0	0
マレーシア	MFN	10-30	0-30	5	0	30	30	25	25
	特惠	0-10	0-10	0	0	0	0	0	0
メキシコ	MFN	15-20	5-20	0-5	0	20	0	0-5	0-5
	特惠	0	0	0	0	1.8-20	0	0	0
チリ	MFN	5	5	5	5	5	5	5	5
	特惠	0	0	0	0	0	0	0	0
ペルー	MFN	9	0	0	0	0	0	0	0
	特惠	7-7.2	0	0	0	0	0	0	0
カナダ	MFN	6.1	6.1	0	0	6.1	6	6	6
米国	MFN	2.5	25	2.5	2.5	1.6-4	2.5-4	2.5	2.5
NZ	MFN	10	5	5	5	5-10	10	0	5
豪州	MFN	5	5	5	5	5	5	5	5

「日米共同宣言」(2013. 2.22)

- 全ての物品が交渉の対象になる
- 包括的で高い水準のFTAを達成して行く
- 日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように二国間貿易上のsensitivityが存在する
- 最終的な結果は交渉の中で決まっていく
- TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税撤廃をあらかじめ約束するよう求められるものではない
- 二国間協議を継続(自動車部門、保険部門に関する残された懸案事項への対処、その他の非関税障壁)

安倍首相：交渉参加表明 (2013年3月15日)

- TPPはアジア太平洋の未来の繁栄を約束する枠組み
- 米国と新しい経済圏をつくる
- 重要品目に特別な配慮を得るようあらゆる努力で悪影響を最小限に留める
- 攻めの農業政策で輸出を拡大し、成長産業にする
- 「政府一体で交渉」対策本部100人体制(3・22)

日米協議合意 (2013年4月13日)

- 非関税措置についての並行交渉（保険、透明性・貿易円滑化、投資、基準・認証、SPS等）
- 自動車貿易で並行交渉
- 米国の自動車関税は、TPP交渉における最も長い段階的引き下げ期間によって撤廃、かつ最大限に後ろ倒しされる
- 日本に一定の農産品、米国に一定の工業製品といった二国間貿易上のsensitivityがあることを認識

農産品関税

(日本のセンシティブティ)

日本が関税撤廃の例外適用をねらう重要品目

		関税率 (%)	国内生産量 (千トン)	生産額 (億円)
コメ		778	8,474	17,950
砂糖		328	859	839
乳製品	脱脂粉乳	218	170	6,623(酪農)
	バター	360	82	
麦	小麦	252	674	585
	大麦	256	168	169
牛肉		38.5	516	4,406

(出所) 農林中金総合研究所「農林金融 2012・12」よりウェッジ作成

日米自動車貿易交渉に関する文書 (協議項目)

- 特別自動車セーフガード: 損害の検証、適用期間及び代償等について協議
- 透明性: 製造、輸入、販売に係る政府の規制措置の準備、採用及び適用に際して透明性
- 基準: 型式認証の一層の円滑化、コスト削減
- 「輸入自動車特別取扱い制度」(PHP)
- 環境対応車・新技術搭載車の貿易円滑化
- 税制上のインセンティブ: 差別的効果の検証
- 流通・第三国協力

日米合意をどう解釈すべきか

- 日米双方ともに**議会・国会（参院選）対策**の色彩が濃厚
- 日本が農業保護と米国の自動車保護が**ネガティブ・リンケージ**
- 日本の自動車が「人質」に取られた形で、農業で重要品目を多く取れば取るほど、自動車関税の撤廃は遅くなる
- **ネガティブ・リンケージの連鎖**はTPPのFTAとしての価値を大きく阻害するので要注意

マレーシア・コタキナバル会合（第18回） （2013年7月15日～25日）

- 競争政策（生産・価格カルテル等の防止）
- 市場アクセス（関税撤廃、リクエスト&オファー）
- 知的財産（著作権、医薬品特許の保護等）
- 原産地規則（特惠待遇特定化の為の規則）
- 環境（環境基準、漁業補助金等）
- 政府調達（公共調達への競争原理の導入）
- 首席交渉官会合
- 日本の参加は23日午後から

ブルネイ会合(第19回) (2013年8月22日-30日)

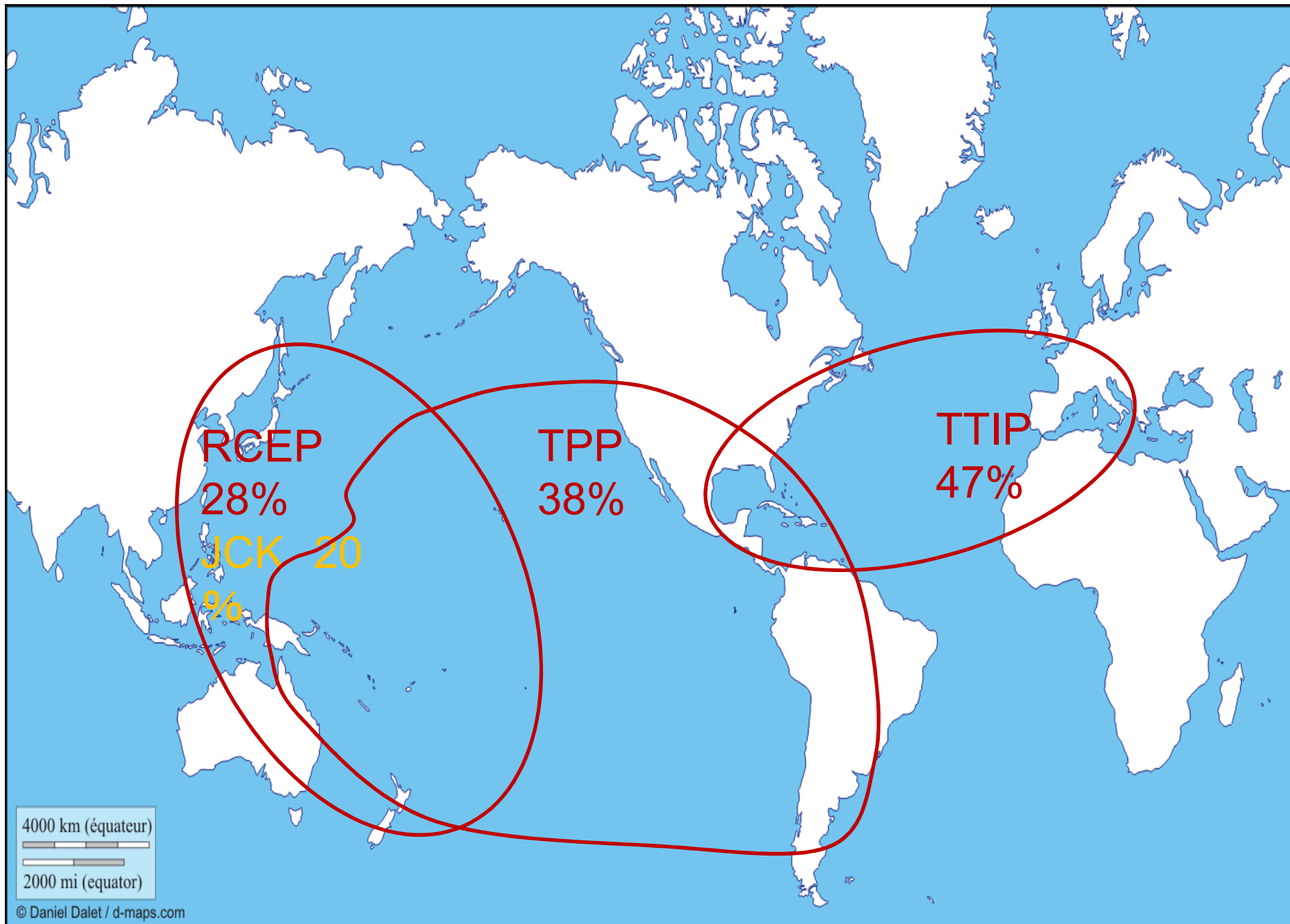
- 「2013年中に結論。APEC首脳会議(10月7日-8日)が重要な節目」(23日「閣僚会合声明」)
- 前進あり: ビジネス・トラベラーの移動円滑化、政府調達(公共事業の外資への市場開放)
- やや前進: 関税、原産地ルール、投資、金融サービス
- 停滞: 知財(著作権・特許の保護期間)、環境(投資と関連)、競争(SOE、カルテル防止)

首席交渉官会合 (2013年9月18-21日、ワシントンDC)

合意の難易度	交渉項目	概要	日本の対応
実質合意済み	電気通信	参入企業に通信網を開放	WTO・GATSで既に対応済み
実質合意済み	中小企業支援	「玄関サイト」を設置	EPAで対応可能
実質合意済み	衛生植物検疫	食品の安全基準整備	WTO・SPS協定で対応可能
実質合意可能性あり	一時的入国	ビザ発行を簡素化	EPAで対応可能
実質合意可能性あり	貿易円滑化	通関窓口を一本化	WTO、EPAで対応可能
実質合意可能性あり	貿易救済(セーフガード措置等)	輸入急増に対処	WTO、EPAで対応可能
センシティブ	物品市場アクセス	輸入品の関税撤廃	約90%の関税撤廃率で当面は対応
センシティブ	知的財産権	著作権の期間延長	WTO・TRIPSが基本
センシティブ	競争政策	国有企業の優遇措置の見直し等	EPAで対応。米国と協調

結びにかえて(1)

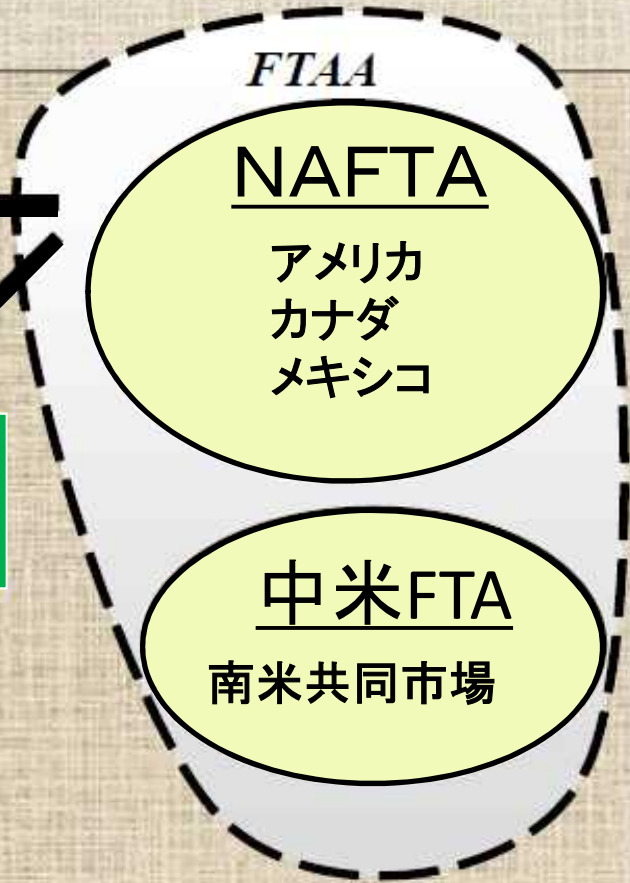
- TPPにおける自動車交渉は「日米自動車摩擦」の延長戦：Big3も労組(UAW)も強硬姿勢
- 日本農業は世界で第5位の生産高。日本産農産品の輸出市場をTPPで整備することがより重要⇒⇒「聖域」は交渉の最終段階で
- オバマ2期目、貿易の優先度はまだ低い：TPA (Trade Promotion Authority=Fast Track Negotiation Mandate)をいつ議会から授権するのか依然不透明
- 日米首脳会談in Tokyo (2014年4月24日)



結びにかえて(2)

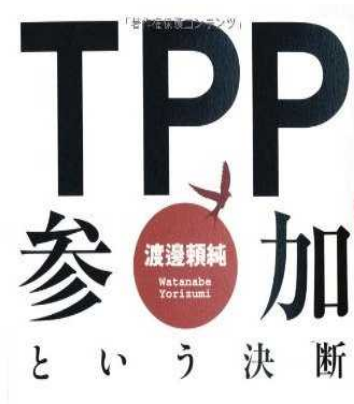
- TPP交渉参加＋日EU EPA＋日中韓EPA・RCEP (4つの「メガ・FTA」)を同時並行で進める
- 自動車産業など日本の製造業は「グローバル・サプライチェーン」を確立し、部品供給と生産ネットワークの最適化を目指す
- 国益と「グローバル益」の両立:WTOの多国間貿易体制を「新四極」(日米EU加)で確立

WTO



Thank you for your attention
--- Free Trade for a Better Future ---
ご清聴有難うございました。





補足1 TPPでいったい何を交渉しているのか？

物品市場アクセス

- メリット: ① 日本がまだEPAを締結していない米国、豪州、NZの関税撤廃・削減、② 食料の輸出禁止措置、資源の輸出制限の撤廃
- チャレンジ: TPP参加国の関税撤廃率は96～100%、日本のEPAは84～88%
- 対応策: WTO協定上、10年以内の段階的関税撤廃が認められている(GATT24条)。例外的に10年を超える撤廃期間を認めている例もある(チリの乳製品、NZの履物、繊維等)

物品市場アクセス：関税撤廃率 (タリフライン・ベース)

- 日本・シンガポールEPA:84.4% (米星:100%)
- 日本・メキシコEPA:86.0% (NAFTA:98%)
- 日本・マレーシアEPA:86.8%
- 日本・チリEPA:86.5% (中国・チリ:97%)
- 日本・タイEPA:87.2%
- 日本・インドネシアEPA:86.6%
- 日本・ブルネイEPA:84.6%
- 日本・フィリピンEPA:88.4%
- 日本・スイスEPA:85.6%
- 日本・ペルーEPA:87.0% (米・ペルー:98.5%)

物品市場アクセス：除外品目

- 関税撤廃をオファーせず：約940タリフライン
- 「除外」(X)：約450タリフライン(農産品400、鉱工業品55)
- 農産品除外品目：水産品 約55タリフライン
乳製品 約110タリフライン
コメ・小麦等 約70タリフライン
甜菜糖・糖類 約10タリフライン
穀物、ミルク等の調製品 約130タリフライン

原産地規則

- メリット: 各FTA毎に異なる原産地ルールを統一することで手続き上の煩雑さを回避できる(付加価値基準、関税分類変更基準、加工工程基準のいずれか); 域内累積で合意; 自己証明制度の導入
- チャレンジ: センシティブ品目について「特定産品原産地基準」(product-specific rules of origin)がどこまで許容されるのか
- 対応策: 「攻め」の品目と「守り」の品目で対応が異なる

貿易円滑化

- メリット：通関手続きの簡素化、電子化などで取引コストが軽減される
- チャレンジ：①途上国メンバーへの支援、キャパシティ・ビルディングなど協力のコスト増大、②電子通関システム等導入の初期コスト
- 対応策：APEC、ASEANプラス6などで対途上国支援

TBT(貿易に対する技術的障害)

SPS(衛生植物検疫)

- メリット: 技術的差異を悪用した「偽装された保護主義」を予防し、除去する
- チャレンジ: ①パブリック・コメント期間の長期化などルール策定に時間がかかる ②安全基準、環境基準などで科学的合理性がより求められるようになる
- 対応策: WTOのTBT・SPS協定を深化させるものであり、日本にとってもメリットは大きい

知的財産

- メリット: ① 途上国における模倣品・海賊版対策が強化される、② 農林水産品などで、原産地名を商品のブランドとする地理的表示の保護をルール化
- チャレンジ: 日本よりも長い著作権保護期間
- 対応策: WTOのTRIPSを超える規律を導入するかどうかについてはまだ結論は出ていない（とりあえずは現行TRIPSの履行強化）

投資

- メリット: ① これまでのEPAで確保できなかった特定措置の履行要求の禁止(技術移転要求、役員国籍要求等)、② 全アジア太平洋地域で投資環境を改善し、投資家を保護
- チャレンジ: P4協定には投資規定はない
- 対応策: EPAの投資章を積極的にアピール(投資家対国家の紛争処理ISDSも推進)

ISDS(1)

- 対外投資をした事業者が、突然の国有化などで投資受け入れ国での事業が実施できなくなった場合などに対応しようとするもの
- 特に、途上国の政策が恣意的であったり、途上国の司法制度に信頼性が欠如している場合に備える
- 直接収用(投資家の財産の没収など)のみならず、これに等しい効果を持ちうる間接収用、MFN原則違反、内国民待遇原則違反などを対象とする

ISDS(2)

- メタルクラッド事件

(1) メキシコの連邦政府がアメリカの企業に企業立地を許可し、地方政府の許可は必要ないと保証したが、権限のない地方政府が一方的に立地を否定して、アメリカの企業の設備投資が全く無駄になったというケース

(2) NAFTAのISDS条項を使って当該アメリカ企業がメキシコ政府を提訴して勝ったケース

ISDS(3)

- エチル事件

(1) カナダがガソリン添加物の規制を導入したことによってアメリカの燃料メーカーが操業停止に追い込まれたケース

(2) カナダ連邦政府がガソリン添加物の使用や国内生産を禁止しないで、州を跨いだ流通や外国からの輸入について規制

(3) 外国企業に一方的、差別的に負担を課すもの ⇒ NAFTAの国際仲裁で和解

ISDS(4)

- 仲裁機関の一つICSIDは世界銀行の傘下にあるが、世界銀行は投資仲裁には一切関与しない
- NAFTA成立後(1994年)の約20年間でアメリカ企業がカナダをていそ

分野横断的事項

- メリット: ① 複数の分野にまたがる規制や規則が、貿易・投資の障害にならないよう規定を設ける、② 中小企業にもTPPを使い易くすべく、TPPの規定ぶりをチェックし、改善する
- チャレンジ: ① 新たな規制を導入する前に、当局間の対話や協力を促し、民間企業が意見を述べる機会を確保するメカニズムを構築する、② 各国の規制が貿易やコストに及ぼす影響を評価・分析する ⇒ 競争力の向上へ
- 対応策: 商工会議所を中心に意見集約

政府調達

- メリット：日本は1979年以来GATT・WTOの政府調達協定（GPA）の署名国。TPP参加11カ国の中でGPA署名国は、米・加・星のみ
- チャレンジ： 調達における手続きの透明性、随意契約の理由説明などでより高い基準が求められる可能性がある
- 対応策： 当面はWTO・GPAのレベル（基準額・調達体リスト）まで非署名国を引っ張り上げることができるかどうか焦点



補足2

よく聞かれる(FAQS)質問にお答え
します

TPPに関するFAQs(1)

- TPPに参加したら、「例外なき関税撤廃」を迫られる？ ⇒ 基本は、GATT24条に言う「実質的に全ての貿易」について関税撤廃を行う。従って例外が全くないわけではない。P4では1%程度、米豪FTAではアメリカ側に関税品目の1%程度について「除外」:例 砂糖、チーズ
- TPPは「即時撤廃」を求められる？ ⇒ 段階的撤廃も可能。さらに10年超の長期的自由化も認められている。例:チリの乳製品、NZの繊維、履物等

TPPに関するFAQs(2)

- 自給率(カロリーベースで40%)をさらに引き下げることにならないか? ⇒ 生産額の自給率は70%を超える。自給率の計算には、分母に大量の畜産飼料用の輸入穀物が入っている一方、分子には100%国産飼料で肥育された畜産品(肉類)しか入っていない、国産野菜が低く評価されるなど方法論自体に問題あり。畜肉の保護を見直すことでカロリーベース自給率の上昇もあり得る

TPPに関するFAQs(3)

- **安全でない食品が無制限に輸入される危険性があるのでは？** ⇒ 検疫・衛生措置についてのSPS協定、基準認証についてのTBT協定がWTOの枠組みの中にあるほか、TPPにおいてもSPS措置について交渉可能。個々具体的に是々非々の対応が可能。
- **TPPに参加したら、人の移動が自由化され、無秩序に大量の外国人労働者が入ってくるのではなか？** ⇒ ビジネスマンの出張・転勤などが主対象。非熟練労働は対象外の公算

TPPに関するFAQs (4)

- **一度交渉参加するともう脱退できない？** ⇒ 交渉参加と交渉結果を受け入れることとは異なる。交渉結果が日本にとって利益と費用の均衡を欠いたものであれば、その時点で受諾を拒否することも可能。脱退規定も交渉次第
- **中国はTPPに入らない？** ⇒ 中国政府もTPPについて真剣に検討中。ハードルは高いが、「人民元切り上げ」とのバーターで交渉参加を決断する可能性も排除できない

TPPに関するFAQs (5)

- ASEAN+3ないしは日中韓FTAを先に進めるべき? ⇒ ① ASEAN+3のFTAも、日中韓の三カ国間FTAも実態は「大中華圏構想」(中国の存在感が相対的に大きすぎる)
- ② 知的財産権・不正商品貿易、食の安全などルール面で日本の利益が確保できない
- ③ 韓国は、自国は対米FTAがあるので、TPPに日本が参加しないことが国益と見ている。中国市場でも日本に先行する意思を持つ

TPPに関するFAQs(6)

- TPPに参加すると日本の医療制度が崩壊し、株式会社の医療参入や混合診療の解禁により、低所得の人は従来の医療を受けられなくなる？ ⇒ ① WTOやFTAでも、国民皆保険制度は交渉の対象外
② アメリカのカトラー-USTR代表補は、医療保険制度の民営化や混合診療解禁を日本に要求することはないと言明

TPP反対論への反論

- アメリカの謀略？⇒アメリカ抜きで今の日本の繁栄はあったらどうか？GATT体制で市場開放されたアメリカ市場から最大の利益を得たのは戦後の日本
- 農業は壊滅？⇒牛肉・かんきつ類など市場開放で崩壊したか？「棲み分け」・差別化で日本農業はちゃんと行き残っている
- 構造改革は不要？⇒国鉄・電電公社・生保・損保の規制緩和、消費者へのメリットは大

TPP不参加の場合、日本は？

- 高いレベルのルール作り、市場アクセスの改善に**不熱心な日本**というイメージが世界大で定着（「やっぱり保護主義的な日本」という不信感が広がり、日本のイメージが悪化）
- TPP参加国への市場参入で**日本産品に対しては差別的な関税上の待遇やルールが適用**される（TPPはFTAであるため、かかる差別はWTO上は例外として容認される）
- 日本の農産品輸出に対して厳しい**輸入規制が課され、日本農業の可能性に封印**